

広報モデル募集要項

令和3年4月23日 目企広第262号決定

令和4年4月12日 目企広第164号改訂

1 目的

区民に区の広報物や動画など（以下、「区広報物」といいます）の制作に携わっていただくことにより、区民から親しまれる区広報物を目指すとともに、区民の目黒区への愛着を醸成し、区政への関心・共感を高めることを目的として、広報モデルを募集します。

2 活動内容

区報やホームページなど区広報物に、モデルなどとして参加していただきます。

3 応募資格

次のすべてに該当するかた

- (1) 区内在住・在勤・在学の個人または家族・友人など5人程度の少人数グループ

※ 未成年者は、保護者の承諾が必要です

- (2) 暴力団等反社会的勢力でないかた

- (3) 区税などの滞納がないかた

※営利目的の宣伝・広告活動、政治・宗教活動などの目的での応募はできません

4 応募にあたっての留意事項

- (1) 応募者は広報モデルとしてリストに登録され、区からの依頼により撮影や事業体験参加などに応じ、区広報物に掲載されます。
- (2) 登録は区広報物への掲載をお約束するものではありません。登録しても区からの撮影の依頼がないことがあります。
- (3) 撮影した場合でも、編集の都合などにより区広報物に掲載できない場合があります。また、登録いただいても撮影協力を依頼できない場合があります。
- (4) リストに登録される期間は、登録年度から翌年度末とし、期間を満了すると登録がなくなります。ただし、応募者が再登録を希望する場合は、申し出により2年度単位で登録期間の延長ができます。
- (5) 応募者からの申し出により、期間を満了することなく、登録を取り消すことができます。
- (6) 登場する区広報物などの希望を受け付けることはできません。
- (7) 撮影などをお願いする場合は、事前に区から日程や場所などについて調整します。撮影は基本的に区職員または区の委託カメラマンが行います。
- (8) 撮影場所は原則区内ですが、その他の場所で撮影する場合があります。
- (9) 報酬などはありません。応募にかかる費用や撮影場所までの交通費等は広報モデルの負担となります。

5 応募方法

応募用紙（別記様式）の誓約事項をよく読み、必要事項を記入のうえ、写真データを添付して、郵送、Eメールなど区が指定する方法により広報課（目黒区総合庁舎本館4階）へ提出してください。応募は随時受け付けます。

6 応募写真について

次のすべてに合うものをご提出ください。

- ・ 応募者本人のみが写っている写真
- ・ 顔がはっきりと写っている上半身の写真
- ・ 原則、3MB以下の電子データ（JPEG形式）
- ・ 合成・加工などをしていない写真

※現像写真で応募する場合は、大きさはL版とし、応募用紙とともに応募先へ郵送してください。

※応募写真の返却はできません。

7 採用と連絡

- (1) 応募用紙の記載内容と添付写真をもとに、区広報物各々の企画段階で区が採用を選考します。
- (2) 不採用のかたに連絡することはありません。
- (3) 撮影と掲載の時期については、区広報物各々の編集段階で確定後、区から応募者に連絡します。
- (4) 選考基準は、区に一任いただきます。選考に関する問い合わせには回答できません。

8 注意事項

- (1) 撮影した写真・動画などの著作権は目黒区に帰属することとします。
- (2) この募集において取得した個人情報は、本目的以外には使用しません。ただし、区広報物に掲載・出演する場合には、本人の同意をいただいたうえで氏名などを公表する場合があります。

9 応募先と問い合わせ先

〒153-8573

東京都目黒区上目黒2-19-15

目黒区役所情報政策推進部広報課

電話：03-5722-9486

FAX：03-5722-8674